

物価高騰・エネルギー価格の上昇に対応した、中小企業者等のチャレンジを後押しして、産業活力があふれる萩市を目指します！

令和5年度 萩市中小企業者向け 支援策について

萩市では中小企業者の皆様の販路拡大やデジタル化への対応など事業拡大への取り組みに加え、起業・創業や事業承継などへの取り組みに必要となる経費について、今年度も引き続き支援を行います。

目 次

萩市中小企業等事業拡大補助金等	1～3
萩市事業承継・事業引継ぎ支援補助金	4
萩市起業・創業支援補助金	5
萩市移住就業・創業補助金	5～6
萩市の融資制度	7
お問い合わせ先、支援機関等	7

各事業とも事業の実施前に
必ず事前相談をしてください



萩市

むつみ地域 ひまわりロード

萩市中小企業等事業拡大補助金

補助対象
経費の1/2

①～⑥の事業に係る経費の一部を補助します。

※ 1事業者が利用できる補助メニューは、1年間に3事業まで（各事業1つ。ただし①の⑦～⑩については2回まで申請可）。



申請期間 令和6年2月29日 ※予算が無くなり次第終了します

※事業完了は原則令和6年2月29日まで

①【販路拡大事業】 自社の製品を展示会等でPRして、販路拡大につなげたい

支援の内容

- 受注機会の拡充や新たな販路拡大を図るために次の⑦～⑩の物産展、展示会、見本市、商談会等への出展等に対する支援
- ⑦ 県外で開催されるもののうち、販売機会を有する物産展や個展など
- ⑧ 県外で開催されるもののうち、販売の機会を有さない商談会や見本市など
- ⑨ 海外で開催される展示会等への出展



対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費、主に県外へ向けて情報発信がされるインターネット上での物産展等への出展に要する参加費等
補助上限額：3万円（目的地までの行程距離が600kmを超える場合は補助上限額：5万円）
- ⑧ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等
補助上限額：5万円（目的地までの行程距離が600kmを超える場合は補助上限額：8万円）
- ⑨ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等
補助上限額：10万円

※目的地までの距離の算出は最短距離で行うこと

②【広告宣伝・PRツール作成事業】 新製品の紹介や会社のPRを積極的に行いたい

支援の内容

- 販路開拓に要する事業・会社、新商品等の新たなパンフレット、チラシなどPRツール導入に対する支援
- ⑦ 事業及び会社パンフレット等の作成
- ⑧ 新商品等の紹介用チラシ等作成

※定期的に更新するチラシや名刺等の作成経費など企業の通常活動とみなされる経費は除く

対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 販路開拓のための事業及び会社パンフレット等の作成に要する経費
補助上限額：5万円（イベント等、一時的に使用するパンフレット等は2万円）
- ⑧ 新商品・新サービスのPRや販路開拓のためのチラシ等の作成に係る経費
補助上限額：1万円



③【新商品開発・新サービス展開事業】 新商品の開発や新サービスを展開したい

支援の内容

- 新たな商品の開発や新たなサービスの展開等に対する支援

原則、市内で製造・販売等が行われるもので、これまで類似の商品化されていない新たな商品等の開発

※農林水産加工品など飲食品は原材料に萩産のものを必ず含むこと

対象となる経費の例と補助金額等

専門家謝金、研修費、試作品の作成費や委託料、知的財産権（特許権や商標権等）の出願に要する経費等

※開発・試作に係る経費のみを対象

補助上限額：20万円

④【人材確保事業】 職場で活躍する人材を募集、採用したい

支援の内容

- ・経営力の強化や人手不足の解消、雇用維持等に対応するための求人情報発信等に対する支援

⑦ リクルートに関するパンフレットの作成、企業説明会等への参加など求人活動に要する経費

① 副業人材など新しい働き方の制度化などに必要な経費

対象となる経費の例と補助金額等

⑦ リクルートに関するパンフレット、ホームページの作成、企業説明会への参加費など

※人材紹介料や情報掲載料等は除く

補助上限額：5万円

① 就業規則の改正に係る費用など新しい働き方の制度化に係る経費

補助上限額：5万円

⑤【空き店舗活用事業】 空き店舗で新たな事業を行いたい

支援の内容

- ・市内に所在し、店舗として賃借又は売買できる状況でありながら、商業活動が行われていない建物及びその付属施設を活用した事業所等の開設に対する支援

対象となる経費の例と補助金額等

舗などの建物に係る工事等や外構工事、機器類など事業所の開設に必要となる設備費。

ただし中古品は補助対象外、備品は単価3万円以上のもの

補助上限額：10万円（田町商店街など萩市中心商店街等の場合は20万円）



萩市中心商店街等
の範囲

⑥【デジタル化促進事業】 デジタル技術を活用して事業拡大や生産性を向上したい

インボイス制度など、デジタル化への対応が必要となっている中、「新しい日常」に対応した、中小企業者等のデジタル化に向けた、次の⑦から⑩の取り組みを支援

支援の内容

- ⑦ 生産性向上のためなどのITツールの導入
- ⑧ テレワーク等に必要なITツールの導入
- ⑨ デジタル人材を活用するための専門家等の導入
- ⑩ デジタル技術を活用した新サービスの展開
- ⑪ 販路拡大のためのECサイトの構築
- ⑫ 事業のPRや販路拡大のためのホームページ等の開設
- ⑬ クレジット等決済機器の導入



対象となる経費の例と補助金額等

⑦ 生産性を向上または効率化を図る機能を有している、インボイス制度に対応する会計・財務・経営や顧客対応・販売支援、決済・債権債務管理、調達・供給・在庫・物流、総務・人事・給与・労務などのソフトウェアの導入

補助上限額：10万円

① テレワークや非対面ビジネス、遠隔地との商談等を可能とするためWeb会議システム等の導入に必要とな

るソフトウェアや双方面のやり取りに直接必要なハードウェア（ウェブカメラや集音マイクなど）など
(ディスプレイやテレビ、タブレットなど汎用性の高いものは対象外)

補助上限額：5万円

- ④ デジタル技術を活用するために必要となる専門家への謝金、研修会の開催費や参加費、専門の人材マッチングサイトの利用料や情報掲載料等

補助上限額：10万円

- ⑤ デジタル技術を活用した新たな事業展開に係る経費（ディスプレイやテレビ、タブレットなど汎用性の高い機器等の導入経費は対象外）

補助上限額：10万円

- ⑥ ECサイトの構築にかかる委託料、モール型ECサイトへの初期登録料、Web受発注システム（ソフトウェア）の導入経費（購入・設定費）など（保守・サポート経費は、ソフトウェア導入費に含まれているものは対象とするが、別途経費が必要なものは対象外。月額支払方式等の場合は1年分まで対象）

補助上限額：5万円

- ⑦ 自社ホームページの新規開設、または開設から5年以上経過しているホームページの全面リニューアルに要する経費（通信経費や維持管理経費を除く）

補助上限額：5万円

- ⑧ クレジットカードや電子マネーの決済端末機の本体、暗証番号用のキーパッド、電子マネー決済用の接触リーダライタ等の設置に要する経費（通信回線の設置に係る整備費や基本料金、保守経費、運営経費や端末機器のみの追加を除く）

補助上限額：2万円（決済用タブレットのみの導入の場合は1万円）

◆申請から補助金支払いまでの手順



【注意】交付決定前に実施した事業に関しては補助対象となりません。

◆対象事業者

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者、小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業は2人）以下の会社及び個人）、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する社団法人及び財団法人、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人。ただし、常時使用する従業員の数は前項に規定する小規模事業者に準ずる。
- 原則、法人は市内に主たる事業所を有しており、法人市民税が課税されている、個人は代表者が市内に住民登録しており、個人市民税が課税されていること。
- 業種については、山口県信用保証協会の保証の対象とならない業種ではないこと。
- 市税を滞納していないこと。
- 市内で6か月以内に新たに事業所を開設し、開業することが明らかであると認められる方も対象とする。

補助金共通事項：補助対象外経費の例など

- 国や地方自治体、その他の団体からの補助金等を資金として実施する経費
- 人件費、家賃及び光熱水費、その他事業の通常活動とみなされる経費
- 振込手数料及び消費税などの公租公課、官公署に支払う手数料など
- その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

※補助金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる

萩市事業承継・事業引継ぎ支援補助金

補助対象
経費の1/2

市内の中小企業者等の円滑な事業承継を促進及び承継後の経営の安定化及び持続化を支援します。

申請期間 令和6年2月29日まで ※予算が無くなり次第終了します



対象事業者

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）で、山口県信用保証協会の保証の対象とならない業種ではないこと
- 市内に本店または主たる事業所があり、同一の場所に引き続き5年以上経営していた先代事業者から承継者への事業承継であること
- 先代事業者の場合は、事業廃止後1年未満の者であること
- 承継者の場合は、申請時において市内に住所を有す、または登記がある、あるいは3か月以内に住所を移す、登記を行う予定の者であり、今後も経営を継続する意思のある者
- 承継者が2親等以内の親族または従業員の場合、申請時に引き継ぐ事業に係る役員等の役職に就任しておらず、かつ3年以上従事していない者。また、関係会社相互の引き継ぎでないこと
- 萩市事業承継・事業引継ぎ支援協議会に所属する機関に支援を受けた者
- フランチャイズ加盟事業者でないこと
- 市税を滞納していないこと

※同一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は年度にかかわらず1回限りとする

①先代事業者向け補助

支援の内容

- 先代事業者が事業を譲り渡すために必要となる書類等の作成に対する支援

対象となる経費の例と補助金額等

- 経営分析・コンサルティング、事業承継計画の作成、デューデリジェンス、企業価値評価などに係る委託料や報酬、M&A仲介・マッチング登録等手数料、また廃業登記費や在庫処分費など承継するために必要となる経費で、補助対象経費の合計が10万円以上となる事業に限る

補助上限額：50万円

②承継者が事業の全て又は一部その他事業資産などを引き継ぎ、事業を開始するために必要となる事業

支援の内容

- 承継者が事業の全てまたは一部その他の資産などを引き継ぎ、事業開始のために必要となる経費に対する支援

補助対象期間

- 承継者が準備を始めて、引継ぎ完了（事業開始）する期間は、申請から3年間以内とし、実績報告の提出に併せて補助金を支出する

※完了までの毎年度末、経過報告書の提出が必要



対象となる経費の例と補助金額等

- 承継後の事務所等の開設に必要となる改修費、設備整備費や機械器具や備品類。ただし、中古品は対象外で、備品類は単価額が5万円以上のものに限る

- 知的財産権等の取得に要する費用やマーケティング調査費、広告宣伝費など、承継後の事業の実施に必要と認める経費など

補助上限額：100万円

※補助対象経費の合計が10万円以上となる事業に限る

※事業承継後に人事業または新分野への展開を行う場合の補助上限額は200万円

※特定の事情がない限り、市外の事業者が改修又は設備整備、備品導入を行う場合は、1／3以内

萩市起業・創業支援補助金

市制度融資を受けた
対象経費の1/10

自己資金がないなどの理由により、市内での起業に融資を必要とし、「萩市起業化支援対策資金融資」を利用した事業者に補助金を交付することで、融資と補助により、市内での起業・創業を促します。



申請・事業完了期間 令和6年2月29日まで ※予算が無くなり次第終了します

支援の内容

- 制度要綱に基づき事前審査に合格した事業に対する、起業・創業に必要な経費に対する支援

対象事業者

- 市内において概ね6ヶ月以内に新たに事業所を有し事業を行う又は萩市において新たに事業所を有し事業開始後1年未満であること
- 萩市起業化支援対策資金融資保証制度要綱に基づき、萩市が行う事前審査に合格した者であること
- 金融機関から制度要綱に基づく融資を受けている、または受けられることが確実であると認められること
- 融資の額が500万円以上であり、期間が3年以上であること
- 開業後の規模は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）であり、山口県信用保証協会の保証の対象とならない業種ではないこと
- 自己資金がないなどの理由により、起業に融資を必要としていることが明らかであること
- 市税を滞納していないこと

※同一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は年度にかかわらず1回限りとする

対象となる経費の例と補助金額等

- 制度融資に基づき提出された萩市起業化支援対策資金開業計画書で資金を必要とする設備資金部分にあたる、開業後の事務所等の開設に必要な店舗など建物に係る工事や改修費、設備整備費や機械器具や備品類

補助上限額：50万円

※運転費用および設備資金部分であっても融資に係る利息等の経費は対象外

萩市移住就業・創業補助金

萩市へ移住して就業、創業する方の移住に必要な経費を、国、県とともに支援することで、移住就業・創業を促進します。国・県の制度変更により、一部変更となる場合があります。



申請期間 令和6年2月29日まで ※予算が無くなり次第終了します

■東京圏等からの移住 ■

支援の内容・金額

- ①移住創業支援金（**単身60万円、世帯100万円、子育て加算最大100万円/人**）
- ②移住就業支援金（**単身60万円、世帯100万円、子育て加算最大100万円/人**）
※テレワーク就業を含む
- ③移住テレワーク就業支援金（**単身30万円、世帯50万円、子育て加算最大50万円/人**）
※令和5年4月1日以降の転入者に限る

支援の要件

 ※転入後3か月以上1年以内であること。

- ①東京圏（※）から創業を目的として移住する者で、やまぐち創業補助金の交付決定を1年内に受けている者
 - ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
 - ・転入する直前に、連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
- ②東京圏から就業を目的として移住する者（県の「やまぐち移住就業マッチングサイト」に登録・掲載された企業への就業に限る）
 - ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。

- ・転入する直前に、連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
 - ・対象となる市内企業へ3か月以上就業、または移住先を生活の本拠とし移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと。
- ③東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住し、就業を目的として移住する者
- ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。
 - ・転入する直前に、連続して1年以上東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。
 - ・移住先を生活の本拠とし移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと。

※東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、ただし条件不利地域を除く）

※「やまぐち創業補助金（最大200万円）」については、山口産業振興財団（083-902-3711）へお問い合わせください。

■ 東京圏以外からの移住 ■

支援の内容・金額

- ①移住創業チャレンジ支援事業（補助率1/2、補助上限50万円、別途子育支援金10万円/人）
- ②移住就業支援補助金（補助率2/3、補助上限単身15万円、世帯30万円、別途子育支援金10万円/人）

支援の要件

- ①やまぐち創業補助金の対象とならない、市外からの移住創業
 - ・転入する直前に5年以上市外に在住し、かつ対象事業年度の4月1日以降に転入したこと。
 - ・市内に居住、または事業完了日までに市内居住予定であり市内で起業すること。
 - ・移住創業宣言後の準備期間から創業後半年以内の事業実施前に事前申請すること。
- ②東京圏以外の地域から就業を目的として移住する者
 - ・転入する直前に5年以上山口県外に在住し、かつ令和4年4月1日以降に転入したこと。
 - ・対象となる市内企業へ3か月以上就業または、県外の法人等に勤務している場合で、その勤務先を変更せずに市内においてテレワークを行う雇用であること。
 - ・就業の場合、県の「やまぐち移住就業マッチングサイト」、または萩市のマッチングサイト「萩暮らし.net」に登録・掲載された企業への就業に限る。
 - ・転入後3ヶ月以上1年内に申請すること。
 - ・転入先の居住地で世帯主であること。

補助対象経費

- ①施設改修費、機械類等整備・購入費
- ②引越や賃貸、改修等に係る経費

マッチングサイト「萩暮らし.net」への登録

移住就業支援金は、事業者の雇用対策として、市外からの人材確保にも活用できますので、「萩暮らし.net」へ登録（無料）ください（問い合わせ：商工振興課）



萩市の融資制度

	萩市中小企業長期経営安定資金	萩市起業化支援対策資金
	市内中小企業の経済的・社会的環境変化に対応できる体質の強化を図るため、事業経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資	市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者等を支援するため、事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資
対象者	①市内に登記してある事業所を持つ方 ※個人の場合は市内に住み、住民登録をしている方 ②市内で1年以上の事業経歴を有し、中小企業信用保険の対象業種を営む方 ③申込時において市税の滞納がない方	①市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者 ②市内で開業してからの期間が1年未満の中小企業者 ①または②に該当する事業者で、下記の要件を満たす方 •市内で住民登録している方又は登記している事業所 •金融機関等の推薦が受けられる方 •申込時において市税の滞納がない方
資金用途	運転資金・設備資金	
融資限度額	1,000万円	運転資金400万円 設備資金1,000万円 運転・設備資金1,000万円
融資期間	運転資金 5年以内 (据え置き1年以内を含む) 設備資金、運転・設備資金 7年以内 (据え置き1年以内を含む)	運転資金 5年以内 (据え置き1年以内を含む) 設備資金、運転・設備資金 10年以内 (据え置き1年以内を含む)
融資利率	年1.5%	年1.0%
保証料率	協会所定の率による(保証料は萩市が全額補助)	
保証人	法人代表者以外は不要	
担保保	必要に応じて徴収	
取扱金融機関	市内金融機関(山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫)の本店及び支店	

融資の流れ

※審査により、お借入れができない場合があります。

申込書類の作成▶受付・資格審査▶審査・信用保証依頼▶審査・信用保証承諾▶保証料補給認定▶融資実行

- 中小企業等事業拡大補助金
- 事業承継・事業引継ぎ支援補助金
- 創業・起業支援補助金
- 移住就業・創業補助金
- 萩市の融資制度

萩市役所商工観光部商工振興課 TEL 0838-25-3108

お問い合わせ

市内の支援機関等

- | | |
|---------|------------------|
| 萩商工会議所 | TEL 0838-25-3333 |
| 萩阿武商工会 | TEL 08387-2-0213 |
| 萩・阿西商工会 | TEL 0838-54-5500 |

萩市商工観光部商工振興課

〒758-8555 萩市大字江向510
TEL 0838-25-3108
FAX 0838-25-3420
E-mail syoukou@city.hagi.lg.jp

(発行日 令和5年5月19日)